

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例（昭和 31 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改める。

附則第 1 3 項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 2 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を、「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項から第 8 項」を「附則第 8 項から第 1 0 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 1 0 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とし、附則第 9 項を附則第 1 1 項とし、附則第 8 項を附則第 1 0 項とする。

附則第 7 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 4 項を附則第 6 項とする。

附則第 3 項の前の見出しを削り、附則第 3 項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして、「(宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合)

3 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市の定める割合は、2 分の 1 とする。

(法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合)

4 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市の定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項を附則第 5 項とし、

附則第 2 項の次に 2 項を加える改正規定（第 4 項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。